平成２８年（フ）第１０９４号
大阪市東住吉区鷹合３丁目13番11号
破産者　プリンティングノマこと　野間　　修
1　破産債権の届出期間　平成28年８月12日まで
2　一般調査期日　平成28年９月12日午後２時
平成28年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６２１号
大阪市此花区梅町２丁目２番55号
破産者　株式会社パネルシステム
1　破産債権の届出期間　平成28年８月15日まで
2　一般調査期日　平成28年９月12日午後２時30分
平成28年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６０号
奈良市西登美ヶ丘８丁目12番18号
破産者　横田　真之
1　破産債権の届出期間　平成28年８月15日まで
2　一般調査期日　平成28年９月15日午後１時10分
平成28年６月３日　　奈良地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第８５号
福岡県大牟田市大字田隈169番地２
破産者　上田　　保
異議申述期間　平成28年８月２日まで
平成28年６月３日
福岡地方裁判所大牟田支部

免責審尋期日

平成２７年（フ）第８７２７号
東京都世田谷区桜上水４－１　桜上水ガーデンズＡ棟705、住民票上の住所東京都世田谷区深沢１丁目37番２号
破産者　上條　優子
審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
平成28年６月１日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第１号
埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄88番地
清算株式会社　株式会社未来けあ
代表清算人　軽部龍太郎
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所秩父支部

平成２８年（ヒ）第２０２６号
東京都中央区日本橋茅場町２丁目３番６号
清算株式会社　武蔵建業株式会社
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第２０２９号
東京都千代田区有楽町１丁目５番１号
清算株式会社　株式会社柏三光
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第１０２号
鹿児島市南栄３丁目14番地
清算株式会社　株式会社アグリ太陽
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

監督命令

平成２８年（再）第２２号
東京都港区南青山２丁目７番５―404号
再生債務者　小幡　　亨
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区銀座８－９－11　銀座天國ビル４階　ひいらぎ総合法律事務所　弁護士　三枝　知央
平成28年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第２３号
東京都港区南青山７丁目10番３号
再生債務者　イエリデザインプロダクツ株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都文京区本郷７丁目２番５号平清ビル６階　森・清水法律事務所　弁護士　森　　順子
平成28年６月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第２４号
東京都台東区浅草５丁目３番１号
再生債務者　株式会社ドゥ・ラマーレ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区大手町１丁目７番２号　東京サンケイビル18階　梶谷綜合法律事務所　弁護士　松下　満俊
平成28年６月１日
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２７年（再）第５号
大阪市浪速区浪速東１丁目２番26号
再生債務者　株式会社榎並工務店
特別調査期間　平成28年７月１日から平成28年７月５日まで
平成28年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２７年（再）第６０号
東京都練馬区大泉学園町８丁目18番10号
再生債務者　市川総業株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年６月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第１号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目６番地12
再生債務者　川俣商販株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２７年（再）第４０号
東京都台東区柳橋１丁目15番５号
再生債務者　株式会社旧吉利（旧商号株式会社吉利）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年６月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第１１号
大阪市中央区北浜２丁目５番23号小寺プラザ12階　弁護士法人関西法律特許事務所内（開始決定時の本店所在地　大阪市西区北堀江１丁目１番18号）
再生債務者　株式会社レモール
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１７号
兵庫県西宮市今津野田町５番20―302号
再生債務者　加藤　賢治
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月21日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月28日から平成28年７月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第２３号
千葉県大網白里市季美の森南５丁目９番地５
再生債務者　青木とよ子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月22日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月６日から平成28年７月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（再イ）第２７号
相模原市緑区長竹379番地10
再生債務者　池田　和史
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月22日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月６日から平成28年７月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部